

【第 24 回 1 級（ブランド専門業務）実技試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとして扱います。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとして扱います。

特に日時の指定のない限り、2016年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

Part I

日本のアパレルメーカーX社は、新しいブランドラインを国内外で同時展開する予定である。X社の知的財産部の商標担当者甲は、新しいブランド名について、海外各国における商標の権利化や権利化後の模倣品対策について検討している。問1～問2に答えなさい。

問 1

甲は、米国における連邦登録商標の出願、権利化について検討している。甲の発言（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 「米国では使用主義をとっていると聞きます。今回のブランド名はこれから展開される新しいものなので、まだ使用開始前ですが、米国では使用意思に基づく出願も認められません。」
- （2） 「新しいブランドラインの展開に併せて、このブランドを扱う新しい小売店舗も出す予定もあります。内装、外装ともにだいたい特徴のあるデザインになるようですが、こうした店舗デザインは、日本と同様に商標登録は無理ですね。」
- （3） 「指定商品について検討しています。わが社の商品は、日本では、例えば『被服』と記載して権利化することが多いので、米国でも日本と同じように『clothing』と表記して出願すれば足ります。」

問 2

甲は、中国での商標の権利化にあたり、近年行われたという中国商標法の改正（2014年5月1日施行）について確認している。甲の考え（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 新しいブランドのテレビCMで使われる音楽がある。音の商標についても中国で商標登録を受けられる可能性があるようだ。
- （2） 異議申立制度については、日本と同様に何人も異議申立てをすることができるようだ。
- （3） 中国では模倣品が多いと聞くが、商標権侵害の損害賠償については、日本の制度と違いはないようだ。

【第 24 回 1 級（ブランド専門業務）実技試験】

Part II

飲料メーカー X 社は、最近若者に人気の酒屋 Y とのコラボレーションによるワインの製造販売を予定している。ワイン名は、酒屋 Y の店舗名である「ABC」とする予定であり、商標権の取得について酒屋 Y に確認したところ、酒屋 Y は店舗名についてもまだ商標登録出願をしていなかった。そこで酒屋 Y が自らの小売役務部分と今回販売するワインについて出願を行ったところ、酒屋 Y から X 社に、特許庁から拒絶理由通知（以下「本件拒絶理由通知」という）が届いた旨の連絡があった。概要は次のとおりである。X 社の知的財産部の部員甲が、酒屋 Y の担当者乙に本件拒絶理由通知への対応についてアドバイスを行っている。問 3～問 5 に答えなさい。

整理番号 ****

発送番号 ****

発送日 平成 28 年 * 月 * 日

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号

商願 2016-****

起案日

平成 28 年 * 月 * 日

特許庁審査官

●●●●

理由 1

商標法第 3 条第 1 項柱書により商標登録を受けることができる商標は現在使用をしているもの又は近い将来使用をするものと解されます。

しかし、この商標登録出願において指定している小売等役務（商標法第 2 条第 2 項に規定する役務）は、全く業種が異なり、類似の関係にもないものであるため、このような状況の下では、出願人が出願に係る商標をこれらの指定した小売等役務のいずれにも使用しているか又は近い将来使用をすることについて疑義があるといわざるを得ません。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第 3 条第 1 項柱書の要件を具備しているということができません。

（以下略）

（次ページに続く）

【第 24 回 1 級（ブランド専門業務）実技試験】

理由 2

この商標登録出願に係る商標は、下記の登録商標と同一又は類似であって、その商標登録に係る指定商品（指定役務）と同一又は類似の商品（役務）に使用するものですから、商標法第 4 条第 1 項第 1 号に該当します。

（以下略）

記

引用 No. 引用商標一覧

1 登録第****号（商願 2008-****）

2 登録第****号（商願 2014-****）

（以下略）

また、本件出願の概要及び引用商標の情報は以下のとおりである。

【本件出願の概要】

商標： ABC

指定商品及び役務の区分及び内容：

第 33 類

泡盛、合成清酒、焼酎、白酒、清酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒

（28A01・28A02・28A03・28A04）

第 35 類

広告業（35A01）

酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

（35K03（28A01・28A02・28A03・28A04））

清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

（35K03（29C01））

茶・コーヒー及びココアの small 売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

（35K03（29A01・29B01））

かばん類及び袋物の small 売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

（35K02（21C01））

（次ページに続く）

【第 24 回 1 級（ブランド専門業務）実技試験】

【引用商標の情報】

<引用商標 1 >

商標： a b c
登録番号： 第****号
登録日： 2010年*月*日
出願番号： 2008-****
出願日： 2008年*月*日
指定商品の区分及び内容：
第35類
広告業（35A01）

<引用商標 2 >

商標： A B C
登録番号： 第****号
登録日： 2015年*月*日
出願番号： 2014-****
出願日： 2014年*月*日
指定商品の区分及び内容：
第30類
コーヒー ココア（29B01）

問 3

理由 1 への対応方法に関する乙の発言を受けての甲の発言（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

乙 「飲料関係についての小売は、広めに権利をとっておこうと考え指定しました。かばん類等の小売は、クリスマス等のイベント時期に商品を購入してくださったお客様に簡単なエコバッグをプレゼントしているので指定しました。」

- （1） 「小売の対象となる商品類似群を7類似群以内におさめれば本件拒絶理由を解消できます。飲料関係の小売役務の対象『酒類』『清涼飲料及び果実飲料』『茶・コーヒー及びココア』を実際に使用する『酒類』のみに限定しましょう。」
- （2） 「飲料関係とかばん類、いずれの小売役務にも使用中ですから、両方について使用証明を行えばよいですね。」
- （3） 「かばん類については、お話の使用方法の場合は、かばん類の小売役務には該当しないので、現時点では削除してもよいですね。」

【第 24 回 1 級（ブランド専門業務）実技試験】

問 4

理由 2 の引用商標 1 への対応方法に関する乙の発言を受けての甲の発言（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

乙 「広告業は、雑誌等に広告を出して宣伝活動を行っているので指定しました。」

- （1） 「自己の商品や役務についての広告宣伝活動は第 3 5 類の広告業に該当します。削除することはできませんね。」
- （2） 「出願商標と引用商標とは外観上大文字と小文字で相違しますので非類似主張ができると思います。」
- （3） 「非類似主張は難しいので、引用商標に対する不使用取消審判の請求が必要ですね。」

問 5

理由 2 の引用商標 2 への対応方法に関する甲の発言（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 「引用商標の指定商品は『コーヒー ココア』であり、こちらはその小売役務ですから、商品とは非類似です。この点を主張しましょう。」
- （2） 「将来的に『コーヒー ココア』を販売する可能性は高くないと思いますので、『コーヒー及びココア』の小売役務を削除しましょう。商品類似群が異なる『茶』の小売役務は残すことができます。」
- （3） 「将来的に『コーヒー ココア』を販売する可能性は高くないと思いますので、抵触する小売役務を削除しましょう。この場合、審査基準において四角枠内にひとつの小売役務の категорияとして記載されている、『茶』を含む『茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供』全体の削除が必要です。」

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- 問1 (1) 内在する課題(問題点)が「ない」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問2 (1) 内在する課題(問題点)が「ない」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」

Part II

- 問3 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ない」
- 問4 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ある」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」
- 問5 (1) 内在する課題(問題点)が「ある」
(2) 内在する課題(問題点)が「ない」
(3) 内在する課題(問題点)が「ある」